

## くいなエコ・スポレク公園ネーミングライツパートナー募集要項

国頭村では、くいなエコ・スポレク公園の維持管理コストの軽減及びスポーツ・レクリエーション活動の普及及び合宿誘致による地域振興を図るため、国頭村が所有するくいなエコ・スポレク公園内施設の愛称を命名する権利（ネーミングライツ）について、下記のとおりパートナー企業（以下「ネーミングライツパートナー」という。）を募集します。

### 記

#### 1 対象施設

- |               |                   |
|---------------|-------------------|
| (1) くにがみ球場    | 国頭村字半地 8 3 - 1 番地 |
| (2) 国頭陸上競技場   | 国頭村字浜 5 0 2 番地    |
| (3) くにがみ屋内運動場 | 国頭村字浜 5 0 0 番地    |

#### 2 募集条件

- (1) ネーミングライツ料希望額  
くにがみ球場・国頭陸上競技場・くにがみ屋内運動場  
年額 1 5 0 万円(税抜)以上
- (2) 契約期間  
契約開始は、令和 3 年 4 月 2 0 日とし、契約期間は 5 年間とする。  
看板等の設置は、契約締結日以降とします。
- (3) 応募資格  
法人その他の団体を対象としますが、次のいずれかに該当するものは除きます。
  - ① 地方自治法施行令(昭和 2 2 年政令第 1 6 号)第 1 6 7 条の 4 の規定により一般競争入札の参加を制限されているもの
  - ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 1 2 2 号)第 2 条に掲げる暴力団員又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行うもの
  - ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号)第 2 条に該当するもの
  - ④ 会社更生法(平成 1 4 年法第 1 5 4 号)、民事再生法(平成 1 1 年法第 2 2 5 号)等に基づく更生又は再生手続きを行っているもの

- ⑤ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に該当するもの
- ⑥ 公序良俗に反するもの
- ⑦ 税又は地方税を滞納しているもの
- ⑧ 法律等に違反し、又は抵触すると認められるもの
- ⑨ その他ネーミングライツを取得することが適当でないと村が認めるもの

#### （4）施設の愛称条件

村民や利用者に親しまれ、くにながみ球場・国頭陸上競技場・くにながみ屋内運動場にふさわしい愛称とします。ただし、以下の点に留意して下さい。

##### ① 施設の愛称について

・くにながみ球場・国頭陸上競技場・くにながみ屋内運動場について、名称に「国頭」または「くにながみ」の文字を入れること。

※愛称例

・「〇〇くにながみ球場」、「くにながみ〇〇球場」、「〇〇スタジアムくにながみ」、「〇〇フィールド国頭」、「〇〇パーク国頭」など何の施設か分かるように命名してください。

※標記は、漢字、カタカナ、ローマ字等

- ② 公共性、中立性が保たれ、又は、品位を損なうものでないものとする。
- ③ 社会通念上ふさわしくないものは除きます。
- ④ 商標権、肖像権、著作権などの権利関係については、応募側において問題を解決し対応すること。それらに関する紛争が生じた場合は、応募側の責任において対応するものとし、本村は責任を負いません。
- ⑤ 契約期間内の名称変更はできません。
- ⑥ 今回募集する名称は施設の愛称であることから、条例で定める施設の名称変更は行いません。

#### （5）パートナーメリット（主な特典）

① 本村によるマスコミ・村民等への名称周知（広報誌等の印刷物や村のホームページ等における愛称の使用）

##### ② 体育施設への看板設置

・くにながみ球場正面入口及びバックスクリーン裏側、国頭陸上競技場正面入口及びメインスタンド上部、くにながみ屋内運動場正面入口及び国道側壁面など

※設置場所や箇所については契約締結前に村と協議を行うものとする。

③ くにながみ球場、国頭陸上競技場及びくにながみ屋内運動場の無償使用権（年2日間、営利目的を除く）

※利用の条件及び日程については、協議・調整を行う。

(6) 看板設置等については、次の事項に留意して下さい。

看板設置等の留意事項

看板設置等については、次の事項に留意して下さい。

- ① 看板の設置費、撤去費は応募者負担とする。また看板撤去の際には、看板設置前の状態に復旧すること。
- ② 看板の設置位置、時期及びサイズについては、村と協議すること。
- ③ 施設の愛称名表示のデザインについては、案を作成した段階で本村と協議すること。
- ④ 沖縄県屋外広告物条例(昭和50年4月7日条例第28号)に関する手続きを行うこと。
- ⑤ 設置した看板の管理については、国頭村は一切行いません。台風などの災害等や予期せぬ事象への対応は、パートナー企業において善良なる管理のもと行うこと。

### 3 募集要項の配布及び応募期間

令和3年2月19日(金)から令和3年3月5日(金)午後5時まで(郵送の場合必着)とする。

応募期限までに提出書類(別紙1)を下記の申し込み先(問い合わせ先)まで持参又は郵送して下さい。

受付時間は、平日の午前9時30分から午後5時までとする。

(ただし、正午から午後1時まで、土曜日、日曜日及び祝日を除く)。

### 4 提出部数

正本1部及び副本(コピー可)1部を提出すること。

用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とし、A4縦のフラットファイルにファイリングしたものを提出してください。

※ 募集要項及び申請様式は国頭村ホームページからダウンロードできます。

### 5 質問の受付及び回答

募集要項に関する質問は、次の要領で受け付けます。

#### (1) 質問書の提出

下記の申込み先(国頭村役場企画商工観光課)宛てに質問書(別紙2)をメールで照会すること。メール送信後、受信確認のため電話連絡をしてください。また、質問内容については、簡潔に記載してください。

#### (2) 質問書受付期間

令和3年2月22日(月)から令和3年3月2日(火)午後5時まで(必着)。

### (3) 質問書に対する回答

上記受付期間に到着した質問については、取りまとめ後、応募者全員に令和3年3月4日(木)までにメールにて回答いたします。なお、個別の回答は致しません。

## 6 選考方法

下記の項目について、庁内会議にて評価基準に基づき評価を行います。その結果に基づき優先交渉権者を決定します。その後契約条件を協議したうえで、ネーミングライツパートナーとして決定します。

### (1) ネーミングライツ料

希望額(提案額)に応じて評価します。

### (2) 施設愛称

親しみやすさ、呼びやすさ、公共性、健全性を総合的に評価します。

### (3) 地域貢献度

地域貢献に対する考え方や実績、本村施策との整合性を勘案し、総合的に評価します。

### (4) 財務体質

財務の健全性について総合的に評価します。

## 7 契約の解除

ネーミングライツパートナーの信用失墜行為により、施設のイメージが損なわれる恐れが生じた場合等、ネーミングライツパートナーとして適切でないと認められる場合、村は契約を解除することができる。この場合、契約解除による原状回復等に必要経費は、ネーミングライツパートナーの負担とする。また、納付されたネーミングライツ料は返還しません。

## 8 その他

(1) ネーミングライツパートナーとして決定し、契約締結後は、ネーミングライツパートナー名、所在地、施設の愛称、ネーミングライツ料及び契約期間等を公表するとともに、村の各種広報印刷物やホームページなどを活用して愛称の普及に努めます。

(2) 申込書類に係る費用は、応募者の負担とし、提出された申込書類等は返却しません。

(3) 提出された書類に虚偽の記載があった場合やその他応募及び選定に不正があったときは失格といたします。

9 問い合わせ先(申込先)

〒905-1411

沖縄県国頭郡国頭村字辺土名121番地

国頭村役場 企画商工観光課 商工観光係

担 当 當山 英雄

電 話 : 0980-41-2622

F A X : 0980-41-5910

E-mail : [touyamahide@vill.kunigami.lg.jp](mailto:touyamahide@vill.kunigami.lg.jp)